

行財政改革・都市戦略について

1 調査項目

- (1) 区行財政改革に関する事項
- (2) 都区制度に関する事項
- (3) 構造改革特区制度に関する事項
- (4) ICT化に関する事項
- (5) シティプロモーションに関する事項
- (6) 東京オリンピック・パラリンピックに関する事項
- (7) 都市交流に関する事項

2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「行財政改革・都市戦略特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

本区では、人件費の削減や民間活力の導入など、徹底した行財政改革を積極的に推し進め、健全財政を堅持してきたところであるが、引き続き、社会経済情勢を踏まえた効率的かつ合理的な行財政運営を推進する必要がある。都区間の事務配分をはじめ、財政制度、さらには、構造改革特区制度と区の関わりや、ICTを有効に活用した区民サービスなどの方策についての検討を進めなければならない。

また、現在の人口減少社会においては、地域の活力創出を積極的に図っていく必要がある。戦略的なシティプロモーションの推進や都市間交流の視点を取り入れた施策の展開が求められる。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックについては、大会後のレガシーも見据えた総合的な取組みを推進していくことが必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、本案を提出する。